

就学奨励費制度について

鳥取県立倉吉養護学校

特別支援教育就学奨励費とは？

特別支援学校（盲・聾・養護学校）に就学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図ることを目的とした『特別支援学校への就学奨励に関する法律』によって、国と鳥取県が費用を負担して行う就学奨励事業です。

なお、この制度は、保護者の方が一端支払われた費用について、提出いただいた領収書等を基に支給額を算定し、後日口座振り込み等で支給するものです。

1 支給に必要な書類等

（１）交通費所要額調書（４月提出）

最も経済的な通常の経路及び方法により通学するための交通費を「交通費所要額調書」により算定します。**自宅から学校までの往復について、通常利用する交通手段や経路を記入してください。（雨の日のみ、など特別な場合のみの手段や経路は記入しないでください。）**

※自家用車を使用される場合は、必ず車検証のコピーを提出してください。

○「交通費所要額調書」は毎年提出していただきます。

○通学方法、住所等の変更がある場合は、その都度提出していただきます。

（２）収入額・需要額調書（６月提出）

次の「２ 支給割合の決定」に必要な書類となります。

併せて、『前年分の所得・課税証明書』をご提出ください。

※令和５年度の申請に必要な『前年（令和４年）分所得・課税証明書』は６月に市町村役場で発行されますので、必ず市町村役場で手続きをお願いします。

なお、『収入額・需要額調書』と『前年分所得・課税証明書』等の用紙は５月末に配付します。

また、期限までに書類の提出がない世帯、所得の未申告等で所得・課税証明書が提出できない世帯は、就学奨励費が支給できませんので、必ず書類の提出をお願いします。

します。

2 支給割合の決定

収入額・需要額調書及び所得・課税証明書を基に、各家庭の世帯構成、収入、就学者などの状況を国が定めた算定基準と照合し、その負担能力の程度に応じて、学校がⅠ～Ⅲまでの支弁区分を決定します。

支弁区分	算定基準	支給額
第Ⅰ区分	収入額が需要額の1.5倍未満の世帯又は生活保護世帯（これに準ずる世帯を含む。）	支給対象経費の全額
第Ⅱ区分	収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の世帯	支給対象経費の半額
第Ⅲ区分	収入額が需要額の2.5倍以上の世帯	なし ※通学費、教科用図書購入費（高等部）等、支給対象となるものもあります

「収入額」・・・世帯全員の収入額

「需要額」・・・家族状況をもとに、厚生労働省の基準により計算した生活費

需要額（生活費）は、住所地、家族の人数・年齢等によって異なります。

3 支給経費の種類と金額

『令和5年度就学奨励費補助額表』のとおりです。

（※変更になる場合があります。）

支弁区分及び在籍学部等により支給要件が異なります。したがって、保護者が負担された経費の全額が支給されるとは限りませんので、ご注意ください。

4 支給時期

就学奨励費の支給時期は、8月、12月、3月の予定です。

支給日、支給金額はその都度お知らせします。

支給方法は、保護者名義の金融機関口座に振り込みさせていただきます。

口座情報を県に登録する「振込口座等登録」の手続きをしていただきますよう、ご協力をお願いします。

5 支給経費の種類及び必要書類等

(1) 通学費

ア 路線バスで通学される方

- ・ 学期ごとに、定期券等を購入してください。定期券を発行するためには、定期券申込書が必要となりますので、4月以降、入学式までに学校まで取りに来ていただく必要があります。

1 学期	令和5年4月12日（入学式）から7月26日（終業式）まで
------	------------------------------

- ・ 購入後は定期券の写しを事務室に提出してください。
- ・ 回数券を使用される場合は、領収証（回数券の番号と枚数がわかるもの）又は回数券の写しを事務室に提出してください。

イ JRで通学される方

- ・ 1学期は、3ヶ月定期券を購入してください。
- ・ JRの通学用定期券を購入される場合は、「通学証明書」が必要となります。「通学証明書」は事務室で発行しますので申し出てください。
- ・ 購入後は定期券の写しを事務室に提出してください。
- ・ 回数券を使用される場合は、領収証（回数券の番号と枚数がわかるもの）又は回数券の写しを事務室に提出してください。

ウ 自家用車利用の方

交通費所要額調書に記載された、走行距離と使用される自家用車の排気量に応じて、算定基準に基づき計算した単価に通学日数を乗じて得た金額を通学費として支給します。

(2) 新入学児童・生徒学用品費等について（実費：限度額あり）

（支給対象学年・・・小学部1年、中学部1年、高等部1年）

- ア 支給対象 ・ 新入学児童・生徒が新入学に必要な学用品、通学用品
（別紙支給対象例による）

- イ 提出書類 ・ 新入学児童・生徒学用品等購入明細表
・ 購入日、購入品目、購入価格が記載されたレシートまたは領収証を裏面に貼り付けてください。

- ウ 注意事項 ・購入品目がわからない場合や、使用目的が不明な場合は連絡させていただきます。
- ・皆成学園生につきましては、皆成学園が保護者の代わりに用品を購入された場合も、原則、保護者が皆成学園からレシート又は領収書を受け取り、「学用品等購入明細表」と一緒に学校に提出してください。

(3) 学用品等購入費について（実費：限度額あり）

（支給対象学年・・・小中高全学年）

※原則、入学説明会以降に購入されたものが支給対象です。

- ア 支給対象 ・通常必要とする学用品、通学用品（別紙支給対象例による）
- イ 提出書類 ・学用品等購入明細表
- ・購入日、購入品目、購入価格が記載されたレシートまたは領収証を裏面に貼り付けてください
- ウ 注意事項 ・皆成学園生につきましては、皆成学園が保護者の代わりに用品を購入された場合も、原則、保護者が皆成学園からレシート又は領収書を受け取り、「学用品等購入明細表」と一緒に学校に提出してください。

新入学児童・生徒学用品費等の限度額に達した場合、学用品等購入費として限度額まで支給させていただきます。用紙が必要になった方は事務室までご連絡ください。